

平成目安箱への回答 No.9 (爆音機の使用について)

担当主管課：産業観光課産業振興係 内線 262

要望等内容	回答
<p>9月頃から農家の方が害獣避けに「爆音機」を使用されています。大切な農作物を守るために使用している旨は理解できますが、日の出の6時から日没の19時頃まで、数分おきに-銃声-のような破裂音が鳴り響くのは住環境的に如何なものかと思えます。</p> <p>害獣避けのため家のペットにも効果は抜群のようで、9月以降は破裂音への怯えから、日中に散歩も出来なくなりました。</p> <p>「爆音機」の使用について、町と使用者の間で取決め(使用期間、使用時間帯など)はないのでしょうか？また、あった場合は住民には通知されないのでしょうか？</p> <p>農作物のためであれば、際限なく「爆音」を使用するのは可能なのでしょうか？</p> <p>夏季の海の家も同様に商売ごとですが、そちらには協議会の資料にて、しっかり騒音対策の旨が記述されています。</p>	<p>町政につきまして、日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。</p> <p>野生鳥獣による農作物被害は年々増加傾向にあり、農家の皆さんにとって深刻な問題となっております。稲作などの有害鳥獣対策では、イノシシの対策として水田の周辺に電気柵の設置、また、鳥の対策として防鳥ネットの設置や爆音機を使用しています。</p> <p>爆音機については、特に稲の実りから収穫までの約1か月の間に使用される農家の方が多くみられ、特に耕作面積が大きな水田の場合などでは鳥への有効な対策として、爆音機を使用せざるを得ない状況もあると考えております。</p> <p>爆音機の使用につきましては、町と使用者の間での取決めはなく、法的な規制もありませんが、一方で農地と住宅地の混在化に伴い、爆音機の設置場所や使用時間帯、そして風向きや地形的な音の反響により住環境への影響も懸念されます。</p> <p>良好な生活環境及び農業生産活動を両立させるため、爆音機の使用につきましては関係機関と連携し、使用者に対し近隣の方への配慮など、適切な使用の協力を求めてまいります。</p> <p>このたびは、御意見をいただき、ありがとうございました。</p>

目安箱受付日：R1.9.18

掲示日：R1.10.4